

○総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則

平成22年12月20日 制定

(趣旨)

第1条 この細則は、総合地球環境学研究所研究プロジェクト規則（平成22年12月20日制定。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における研究プロジェクトの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、「基幹研究プロジェクト」（以下「基幹プロジェクト」という。）とは、次条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。

2 この細則において、「連携研究プロジェクト」（以下「連携プロジェクト」という。）とは、第4条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。

3 この細則において、「基幹F S」とは、基幹研究ハブ（以下「ハブ」という。）が次条に定める手順を経てF Rに移行することを目指して実施するF Sをいう。

4 この細則において、「連携F S」とは、公募により採択したI Sから移行したF Sで、第4条に定める手順を経てF Rに移行することを目指して実施するF Sをいう。なお、規則第2条第2項に定めるF Sとは、基幹F Sと連携F Sを総称したものをいう。

5 研究プロジェクトが終了した後、当該研究をコンプリートドリサーチ（C R）と呼ぶ。

(基幹プロジェクトの立ち上げ)

第3条 連絡調整会議は、ハブが提案した研究課題を、公開ヒアリングを実施のうえ、研究プロジェクト所内審査委員会（以下「P R T」という。）の審査を経て、基幹F Sとして採択する。

2 基幹F Sの実施期間は、原則として6ヶ月ないし1年とする。

3 基幹F Sから基幹プロジェクトへの移行は、研究プロジェクト評価委員会（以下「P E C」という。）での評価に基づき、連絡調整会議での審議を経て運営会議で決定する。

4 P E Cに付議する基幹F Sの決定については、公開ヒアリングを実施のうえ、P R Tの審査を経て、連絡調整会議が決定する。

5 第3項の手続きにおいて、基幹プロジェクトへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、基幹プロジェクトの開始までは基幹F Sとして研究を継続するものとする。

6 連絡調整会議は、第3項の手続きにおいて基幹プロジェクトへの移行が認められなかった基幹F Sの継続の可否等について決定する。

7 運営会議は、連絡調整会議の審議を経て、基幹プロジェクトのP R期間を決定する。

8 基幹F S及び基幹プロジェクトの研究費配分については、連絡調整会議で審議決定する。

(連携プロジェクトの立ち上げ)

第4条 I Sは、所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及び公開ヒアリングを実施のうえ、P R Tでの審査を経て連絡調整会議で決定する。

2 I Sの公募手続き等は、連絡調整会議の議を経て所長が決定する。

3 I Sの実施期間は、6ヶ月ないし1年とする。

4 I Sから連携F Sへの移行は、公開ヒアリングを実施のうえ、P R Tの審査を経て連絡調整会議で決定する。

5 連絡調整会議は、特例として研究推進戦略センターの推薦を受けた研究課題を、公開ヒアリングを実施のうえ、P R Tの審査を経て、連携F Sとして採択できる。

6 連携F Sの実施期間は、原則として6ヶ月ないし1年とする。

7 連携F Sから連携プロジェクトへの移行は、P E Cでの評価に基づき、連絡調整会議での審議を経て運営会議で決定する。

- 8 P E Cに付議する連携F Sの決定については、公開ヒアリングを実施のうえ、P R Tの審査を経て、連絡調整会議が決定する。
- 9 前項の手続きにおいて、P E Cに付議されなかった連携F Sは、P R Tの審査を経て、次年度も連携F Sとして継続することができる。
- 10 第7項の手続きにおいて、連携プロジェクトへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、連携プロジェクト開始までは連携F Sとして継続するものとする。
- 11 第7項の手続きにおいて、連携プロジェクトへの移行が認められなかった連携F Sは、F S責任者の希望があれば、次年度に限り連携F Sとして継続することができる。
- 12 運営会議は、連絡調整会議の審議を経て、連携プロジェクトのP R期間を決定する。
- 13 I S、連携F S、連携研究プロジェクトの研究費配分については、連絡調整会議で審議決定する。

(研究プロジェクトメンバー)

第5条 研究プロジェクトメンバー（以下「メンバー」という。）はリーダーが選任し、次の資格を満たすものとする。

- 一 大学その他の研究機関に所属する研究者
 - 二 大学院生
 - 三 その他、プログラム主幹が上記と同等の研究推進能力を有すると認めたもの
- 2 所長は、原則として、前項により選任されたメンバーについて、人間文化研究機構共同研究員規程に基づく共同研究員の委嘱を行う。

(コアメンバー)

第6条 研究プロジェクトのコアメンバーは、次の資格を満たすものとする。

- 一 所内の常勤研究教育職員、非常勤研究員、外国人研究員、国内客員教授、国内客員准教授
- 二 所外の大学その他の研究機関に所属する研究者

(研究プロジェクトの評価等)

第7条 研究プロジェクトの評価等はP E Cが行うものとし、次項から第5項に定める時期に評価等を行う。

- 2 P Rは、実施年度に開催されるP E Cに報告を行い、コメントを受ける。
- 3 F R（3年のプロジェクト期間とされたものを除く。）は、実施2年目の年度に開催されるP E Cに中間報告を行い、評価を受ける。
- 4 F Rは、終了1年前の年度に開催されるP E Cに終了1年前報告を行い、評価を受ける。
- 5 F Rは、終了年度に開催されるP E Cに最終報告を行い、評価を受ける。
- 6 P E Cの評価結果は、印刷物、電子データ及びホームページなどの媒体により広く公表する。

(C Rの評価)

第8条 C Rは、F R終了後2年目の年度に、P R Tによる研究所としての事後評価を受けることとする。

附 則

この細則は、平成22年12月20日から施行する。